

臭気判定士会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、臭気判定士会という。

(所在地)

第2条 本会の事務所の設置場所は、理事会で決定する。

(1) 東京都新宿区百人町1-15-18 龍生堂大久保ビル3階とする。

(目的)

第3条 本会は、臭気判定士に対する情報の提供、臭気判定士の交流促進、臭気判定士にかかる知識の向上のための活動など臭気判定士の社会的活動を拡大するための事業を行うことにより、臭気判定士の社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 臭気判定士の業務に必要な情報の提供
- (2) 臭気判定士の情報交換のための交流の促進
- (3) 臭気判定士の技術を向上させるための講習会の開催
- (4) 臭気判定士の活動を拡大するための方策の検討及び実施
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員：本会の事業を賛助協力するために入会した個人または法人
(入会資格)

第6条 本会に入会できる資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員
 - 1) 臭気判定士の資格を有する者
 - 2) 本会の向上発展のため、理事会が特に入会を認めたもの
 - 3) 賛助会員
会長が賛助会員として入会を認めたもの

4) 学生会員

正会員のうち、大学、大学院、専門学校等の学生であるもの

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

2. 会長は申込書を審査し、入会の可否を申込者に通知する。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は入会金及び年会費を納入しなければならない。

ただし、海外勤務などにより諸行事に参加できないというような事由があるときは、当人からの申し出により、年会費を免除することがある。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には会員資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 本人が臭気判定士の資格を喪失したとき
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

2. 前項第3号の規定に該当する者が引き続き会員であることを希望する場合は、その旨を会長に申し入れ、理事会の承認をうけた上で会員資格を継続することができる。

(退会)

第10条 正会員は会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費その他の抛出金は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以内

(2) 監事 2人

2. 理事のうち1人を会長、1人を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会をあたえなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2. 役員には職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第20条 本会に事務局職員を置く。

2. 職員は会長が任命する。

第4章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任

(7) 入会及び年会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第23条の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決及び委任した正会員は、次条の(2)項について、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者数又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも15日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者氏名（書面表決者数又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(常任理事会)

第39条 常任理事会は会長、副会長が理事の中から指名した常任理事により構成する。

2. 常任理事会は会務のうち、諸規定の制定その他日常的な会務の執行にかかる事項を審議する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業にともなう収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならぬ。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第46条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならぬ。

(解散)

第47条 本会は、次の掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 正会員の欠乏
- (3) 合併
- (4) 破産

2. 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第48条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第8章 雑 則

(細則)

第49条 この会則の施行について必要な細則は、常任理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1. この会則は、平成15年5月1日から施行する。
2. 平成15年度の通常総会は、平成15年4月25日に開催された「臭気判定士会設立総会」により実施されたものとする。
3. 平成15年4月25日開催された第1回理事会は、本会則に基づき開催された理事会とみなす。
4. 平成19年度総会（平成19年5月18日）の決議により、第2条（事務所）を改訂した。
5. 平成23年度総会（平成23年5月12日）の決議により、第2条、第6条、第9条、第20条、第23条、第29条、第39条を改訂した。
6. 平成25年度総会（平成25年6月5日）の決議により、第15条、第24条、第25条、第28条、第33条、第34条を修正・改訂した。
7. 平成27年度総会（平成27年5月21日）の決議により、第6条、第8条に条文を書き加えた。